

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和元年7月25日にお取り扱いを終了いたしました、当社（旧国際興業株式会社及び株式会社KKホテルシステムズ）発行の前払式支払手段「ホテルチェック」（八重洲富士屋ホテル発行分）につきまして、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、お申し出期間内にお申し出くださいますよう、お願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

国際興業管理株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

八重洲富士屋ホテル発行の「ホテルチェック」（5,000円券、1,000円券）

※八重洲富士屋ホテル以外で発行された「ホテルチェック」は当該払戻しの対象外となります。

○払戻しのお申し出期間

令和元年7月26日（金）から令和元年10月31日（木）まで

※当該お申し出期間内にお申し出をいただかなかった場合には、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意くださいようお願いいたします。

○お申し出の方法

下記の富士屋ホテルチェーン窓口へ「ホテルチェック」を各施設の営業時間内にご提出ください。

- ・四季旬菜 霞ヶ関別荘「桂」 東京都千代田区霞が関 1-1-3 霞ヶ関・弁護士会館地下1階
- ・富士屋ホテル 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 359

※富士屋ホテルは平成30年4月より令和2年夏まで休館しております。

「レストラン 別館・菊華荘」及び「ベーカリーショップ ピコット」は営業しております。

- ・湯本富士屋ホテル 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256-1
- ・箱根ホテル 神奈川県足柄下郡箱根町箱根 65
- ・富士ビューホテル 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山 511
- ・フルーツパーク富士屋ホテル 山梨県山梨市江曾原 1388（笛吹川フルーツ公園内）
- ・大阪富士屋ホテル 大阪府大阪市中央区東心斎橋 2-2-2
- ・富士屋ホテル仙石ゴルフコース 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1237
- ・箱根駅伝ミュージアム 神奈川県足柄下郡箱根町箱根 167

期間内にご来館いただけない場合は郵送にてご対応いたしますので、下記問い合わせ先へお電話でお申し出ください。

○払戻しの方法

(窓口にお申し出いただいた場合)

「払戻受付票（兼受領証）」に必要事項（ご氏名、ご住所、電話番号、未使用残高）をご記入いただき、押印をお願いいたします。

「ホテルチェック」と引換に、未使用残高全額を手数料なしで現金にて払戻しいたします。

(お電話でお申し出いただいた場合)

当社窓口からお客様宛に「払戻受付票」および返信用封筒を送付いたします。

「払戻受付票」に必要事項（ご氏名、ご住所、電話番号、銀行口座、未使用残高）をご記入のうえ、ホテルチェックと併せて同封の返信用封筒（切手代は当社負担）にてご返送ください（令和元年 10 月 31 日（木）消印有効）。

後日（2 週間程度）お申し出いただいた未使用残高全額を銀行振込いたします。（振込手数料は当社負担）

○払戻しできない場合

- ・八重洲富士屋ホテル以外で発行された「ホテルチェック」
（「ホテルチェック」裏面の発行ホテルをご確認ください。）
- ・「払戻受付票」に不備があり、内容が確認できない場合
- ・偽造、変造された場合
- ・破損、汚損等により券面額が確認できない場合

○お問い合わせ先

〒104-8460 東京都中央区八重洲二丁目 10 番 3 号

国際興業管理株式会社 不動産開発部業務課「ホテルチェック払戻」係

TEL : 03-3273-1120 (受付時間 : 平日 9:00~15:00 土日祝日休み)

以上

東京都中央区八重洲二丁目 10 番 3 号

国際興業管理株式会社

令和元年 7 月 26 日